POPs条約の附属書改正に係る 化審法に基づく追加措置及び今後の予定について <PFOA関連物質関連>

環境省 大臣官房 環境保健部 環境保健企画管理課 化学物質審査室

PFOA関連物質の審議の経緯

- PFOA関連物質(環境中で分解されPFOAを生じる物質)については、パブリックコメントの結果等を受けた再審議を行い、本年1月に結論を得た。(中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において議論(厚生労働省、経済産業省との合同審議))
- 中央環境審議会長から環境大臣に対し、第三次答申、第四次答申がなされた。

令和元年11月

第一次答申及び第二次答申についてパブリックコメントを実施。PFOA関連物質の指定範囲やエッセンシャルユースの指定について追加の検討が必要な事項が確認されたため、「PFOA及びその塩」を先行して第一種特定化学物質に指定(令和3年4月21日公布、10月22日施行)

令和3年7月~10月「PFOA関連物質」として第一種特定化学物質に指定する化学物質群を審議

令和4年1月

PFOA関連物質を第一種特定化学物質に指定する際に必要となる輸入禁止

製品、エッセンシャルユース及び技術上の基準について審議

3月 任意のパブリックコメントを実施

フ月

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の 審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(第三次答申)」

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(第四次答申)」

第三次答申、第四次答申の内容

中央環境審議会第三次答申(令和4年7月)

POPs条約の対象に追加された

- •PFOA関連物質の指定範囲の再審議を行い、56物質を特定
- → 化審法に基づく第一種特定化学物質に指定することが適当

中央環境審議会第四次答申(令和4年7月)

第一種特定化学物質の指定とあわせて、以下の措置を講ずることが適当

- 〇第一種特定化学物質が使用されている製品の輸入制限(化審法24条)
- (製品)フロアワックス、繊維製品用保護剤及び防汚剤、撥水撥油剤、撥水撥油加工をした 繊維製品、消泡剤、コーティング剤、光ファイバー又はその表面コーティング剤、 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
- ○例外的に許容される用途での使用(エッセンシャルユース)(化審法25条)
 - (用途)① 医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクチル=ブロミド(PFOB)の製造のためのペルフルオロオクチル=ヨージド(PFOI)の使用
 - ② 侵襲性及び埋込型医療機器の製造を目的としたペルフルオロオクチルエチルオキシプロピル=メタクリレート(PFMA)の製造のためのペルフルオロオクチルエタノール(8: 2FTOH)の使用
- ○技術上の基準の遵守義務(化審法28条) (製品)消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

今後の予定

令和4年後半 政令改正案に関するパブリックコメント、TBT通報1)

令和5年 化審法施行令の改正

※予定は前後する可能性あり

1) 世界貿易機関(WTO)の貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)に基づき、WTO事務局に本件を通報し、WTO加盟国から意見を受付。